

## 行政文書等の複写費用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鎌倉市情報公開条例（平成13年9月条例第4号）、鎌倉市個人情報保護条例（平成5年10月条例第8号）、鎌倉市長の資産等の公開に関する条例（平成7年12月条例第14号）、鎌倉市行政手続条例（平成10年条例第16号）、鎌倉市行政資料の集中管理に関する規程（平成6年3月告示第241号）その他の法令等の規定に基づく行政文書等の写しの作成に要する費用（以下「複写費用」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (複写費用)

第2条 行政文書等の複写費用の額は、次のとおりとする。

(1) 乾式複写機による日本工業規格A列3版までの複写（単色刷り）

1面につき10円

A列3版を超えるものについては、A列3版による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

ただし、地図、図面、写真、フィルムその他の行政文書等で、事業者との契約により納入される複写物は、当該複写及び納入に要する費用（実費）とする。

(2) 乾式複写機による日本工業規格A列3版までの複写（多色刷り）

1面につき50円（B列4版まで）

1面につき80円（A列3版）

A列3版を超えるものについては、A列3版による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

ただし、地図、図面、写真、フィルムその他の行政文書等で、事業者との契約により納入される複写物は、当該複写及び納入に要する費用（実費）とする。

(3) マイクロフィルムのA列3版までの複写

1面につき10円

- (4) 録音カセットテープに複写したもの  
1巻につき250円
- (5) ビデオカセットテープに複写したもの  
1巻につき250円
- (6) C D - R に複写したもの  
1枚につき100円
- (7) D V D - R に複写したもの  
1枚につき150円
- (8) 上記以外のもの  
作成に要する費用（実費）

#### 付 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成8年4月9日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

#### 付 則（平成25年11月25日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。